

指定外就学と学校選択制の相違点一覧

項目	本市の指定外就学	学校選択制
根拠法令	学校教育法施行令第8条	学校教育法施行規則第32条
許可権者	区長(学校長との協議や承認が必要)	区長(学校長との協議、承認は不要)
許可条件	許可基準に該当し、教育上、真にやむをえず、希望する学校への登下校の安全に支障がないと認められる場合に限る	なし(保護者、児童生徒の希望)
登下校の安全確保	願書に「保護者が責任を持つ」と明記する	保護者責任
区長と学校長との協議	必要	不要
学校長の承認	必要	不要
対象者と通知時期	新入学の場合は、1月の就学通知書発送後(就学校の指定後)、4月の入学まで	新入学の場合は、秋の希望調査票提出、抽選結果(抽選となる場合)を経て、正式に1月の就学通知書による学校指定
	在校生は、転居等の事由発生後に申請	在校生は対象外
	転入者は、許可条件に合致する場合は対象	転入者は対象外
受入制限	なし(※ 他都市では受け入れ枠を設け、希望者が上回った場合、抽選を実施しているところもある)	あり 学校ごとに受け入れ枠を設定(年度によって異なる)
抽選の実施	なし(※ 同上)	受け入れ枠の定員を越える場合は抽選
年限	学年末まで。許可条件によって2年目以降も引き続き希望する場合は3月頃に再度手続きが必要	小・中学校入学時の1回のみ選択可能
申請書類	指定外就学願書 (学校長の押印が必要。添付書類が必要な場合あり)	希望調査票
区をまたいでの許可	許可される場合がある	同一区内に限る(選択範囲内)

◆文部科学省の定める通学区域の弾力化が認められる事由

- ①いじめへの対応、②通学の利便性などの地理的な理由、③部活動等学校独自の活動

◆本市の許可基準に無いが、市民からよくある要望

- ①兄弟姉妹への配慮、②小学校から中学校への継続した指定外、③中学校の部活動による指定外